

久留米大学医学部附属病院新型インフルエンザ等対策に関する業務計画
(2025 年 10 月 10 日改正) の要旨は、以下の通りです。

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（法）第 9 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等（指定感染症含む）の感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的としています。

1. 基本方針と実施体制

- **基本方針** 病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行にあたり、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関等と相互に連携を図りながら、病院が一体となってこれを行います。
- **診療継続計画（BCP）の作成** 病院長は、本計画を効果的に推進するため、新型インフルエンザ等発生時における**診療継続計画（BCP）**を作成し、大学に登録します。この計画は修正した場合も速やかに大学に登録され、職員に周知徹底されます。
- **対策本部** 政府対策本部が設置された時には、学長は大学に**大学新型インフルエンザ等対策本部**を設置し、情報収集・発信、関係機関との連絡調整、医療提供に関する業務などを行います。これを受け、病院長は診療継続計画に基づき、病院内に**新型インフルエンザ等対策を遂行するための対策本部**を設置し、必要な措置を講じます。
- **関係機関との連携** 病院長は、平時において、都道府県および市町村行動計画における自院の役割を確認し、地方公共団体、保健所、および感染症指定医療機関等と連携・協力を図り、医療の提供に必要な情報収集及び訓練に努めます。また、**協定締結医療機関等**として、入院、発熱外来、検査体制（検査機関、宿泊療養）といった新たな医療提供体制を整備します。

2. 発生段階別の主な対策

業務計画では、対策を以下の３つの段階に分けて取り組みを充実させます。

発生段階	定義	病院長が講じる主な措置（BCPに基づく）
準備期	発生前の段階。	体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持、業務継続、医療資機材の確保等を実施します。
初動期	県内で発生した場合を含め、国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。	外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等、各部門における対応について措置を講じ、感染拡大のスピードをできる限り抑えます。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期。	感染の封じ込めを念頭に、感染拡大のスピードやピーク等を抑制するべく、外来及び入院の診療体制等について措置を講じます。

- **患者数が大幅に増加した場合の対応** 地域感染期において、患者数の大幅増加や勤務可能な職員数の減少が発生した場合、病院長は診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小、休止等の措置を講じます。

3. その他の重要な対策事項

- **特定接種の実施** 病院長は、政府対策本部が決定する接種総数や順位に基づき、診療継続計画により職員への特定接種の優先順位を決定し実施します。特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講じます。
- **医薬品・個人防護具等の備蓄** 病院長は、診療継続計画に基づき、個人防護具（N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド付マスク等）について、空気感染対策および飛沫感染対策に必要な物品を**必要最低限（約１か月程度）**備蓄します。
- **教育及び訓練** 病院長は平時から院内感染対策を徹底し、新型インフルエンザ等発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保と職員の危機意識向上のための教育及び訓練を保健所等の関係機関とともに実施します。また、訓練結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行います。